

【 駐 車 場 利 用 申 込 書 】

年 月 日

駐 車 場 名	芝 浦 駐 車 場	No.	
費 用	賃 料	敷 金	60,000円
	30,000円 (消費税及び地方消費税は別)	その他	

車種・車名		車両登録No.	
全 長		全 幅	

利用開始希望日	年 月 日
---------	-------

○個人申込

申 込 者	フリガナ		生年月日	年 月 日 生
	氏 名			(才) 男 ・ 女
	住 所	〒	電話番号	
			E-mail	
	勤務先名称		電話番号	
勤務先住所	〒			
緊 急 連 絡 先	フリガナ		申込者との関係	
	氏 名		親・子・兄弟姉妹・親族・友人・その他()	
	住 所	〒	電話番号	
E-mail				

○法人申込

フリガナ			
会 社 名			
代 表 者 名			
所 在 地	〒	電話番号	
		FAX番号	
ご担当部署		電話番号	
ご担当者		E-mail	

○必要書類

※ご提出いただいた書類につきましては、返却いたしませんのであらかじめご了承ください。

個人契約	1. 利用車両の車検証の写し(使用者名義が契約者本人、契約者親族、契約者勤務先に限る) 2. 利用者の免許証の写し
法人契約	1. 利用車両の車検証の写し(使用者名義が契約法人名、契約法人の役員、従業員に限る) 2. 登記簿謄本の写し又は会社案内 3. 利用者の免許証の写し(利用者全員分) 4. ご担当者の名刺の写し

注意事項	1. 本申込より1週間以内にご契約いただけない場合は、本申込は無効となります。 2. ご提出いただいた書類をもとに社内審査を行います。 審査の結果、ご希望に添えない場合、お申込みは無効となります。 審査の内容や理由の開示はいたしません。 3. お申込みの内容が事実と相違することが判明した場合、契約を解除する場合があります。
------	--

上記記載内容に相違なく駐車場の利用申し込みを致します。尚、上記注意事項及び契約に際しての重要な確認事項を承諾の上、審査検討の結果お断りされた場合においても異議申し立てを致しません。

(※協会使用欄)

--	--	--

申込者氏名

印

ご契約に際しての重要な確認事項

この書面では、ご契約内容をご理解いただくために、重要な確認事項を以下のとおり記載しています。必ずご一読、承諾の上お申し込みいただき、契約後は契約書と共に保管して下さい。

【契約と解約について】

1. お申込み頂いた駐車場（以下「本駐車場」といいます）で締結する駐車場賃貸借契約（以下「本契約」といいます）は、お申込み頂いた自動車（以下「車両」といいます）を駐車するスペースを提供するためのご契約となり、お客様の車両をお預かりする契約ではありません。また、契約車両以外の車両や車両の付属物等を置くことはできません。
2. 本契約に基づく一切の権利及び義務を第三者に譲渡又は転貸することはできません。
3. 原則、本契約の契約期間は1年間の自動更新契約であり、お客様または当協会より、解約の意思表示を示さない限り、自動的に更新されます。
4. お客様からの希望による本契約の最短解約日は、お客様から解約のお申し出を頂いた日より1ヶ月後となります。
5. 本駐車場は、当協会の都合により月極駐車場としての運営を終了する場合があります。月極駐車場としての運営を終了する場合は、終了の1ヶ月前までに当協会より解約通知書を送付いたします。
6. 本契約終了後、相当期間を経過しても車室を占有し、車両をお引き取り頂けない場合、お客様が車両の一切の所有権を放棄したものとみなし、当協会はこれを搬出した上で処分する場合があります。なお、搬出および処分等にかかった費用はご請求させていただきます。
7. 初回料金の入金振込期日までに確認出来ない場合、また、入金を頂いても契約書の返送が無い場合、契約を解除する場合がございます。契約書は必要事項の記載および署名捺印の上、必ず返送くださいますようお願い致します。

【本駐車場の使用料等について】

1. 支払方法は当協会指定口座へのお振込み（振込手数料はお客様負担）となります。
毎月末日までに翌月分を当協会指定口座にお振り込みください。契約月、解約月のご利用期間が1ヵ月に満たない場合は、1日につき1,000円+消費税での日割り計算となります。
2. お支払い期日から遅れますと、遅延損害金を請求させて頂く場合があります。また、最終支払日を定めた督促状を送付致します。督促状に定めた最終支払い日までにお支払いいただけないときは、本契約を解除させて頂く場合がございます。

【保管場所使用承諾証明書について】

1. 本契約が自動車保管場所としての使用を認めている場合で、お客様が自動車保管場所証明（以下「車庫証明」といいます）を取得する場合は、本契約を3ヶ月間以上継続する事を前提に保管場所使用承諾証明書を発行致します。また、保管場所使用承諾証明書の発行の際には、事前に所定の発行費用をお支払い頂きますのであらかじめご了承ください。なお、車庫証明の手続きは、本駐車場を管轄する警察署にて、お客様ご自身で行ってください。

【駐車場ご利用に当たってのご注意】

1. 天災地変、火災、盗難、第三者による当て逃げ等、当協会の故意又は過失によらない事由による、車両の損傷、滅失等又は車両に残置された積載物に関する損傷等については、当協会は一切損害賠償の責任を負わないものとします。
2. ご契約頂いた駐車スペースに第三者による不正駐車があった場合、法律上の問題（民法上の不法行為責任等）があり、早期に強制撤去することはできかねます。
3. 原則、本駐車場を本契約に基づき使用する場合、本契約で登録された車両1台のみの駐車に限ります。登録されていない車両での駐車は固くお断りさせていただきます。契約車両を変更される場合は、事前に必要書類を当協会へ提出の上、承諾を得た後にご利用ください。
4. 積雪により車両の出入りに支障をきたす場合は、お客様ご自身で除雪作業を行い、出入りを確保頂くようお願い致します。